

国総建第315号  
平成23年3月23日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害（同月12日に長野県北部で発生した地震による災害を含む。以下「震災」という。）については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、同月13日付けで公布・施行された平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）及び同月23日付け国土交通省告示第298号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

建設業法（昭和24年法律第100号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、許可の更新の申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 許可の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可（平成23年3月11日から同年8月30日の間に許可の有効期間が満了するものに限り、同年3月10日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政

側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。)が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

## 2. 変更等の届出について(権利利益保全法第4条関係)

震災により、建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出(届出を行うべき期限が平成23年3月11日から同年6月29日までに到来するものに限る。)をその期限までに行うことができなかつた者については、政令に基づき、同年6月30日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

## 3. 経営事項審査の有効期間の延長について(権利利益保全法第3条関係)

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査(平成23年3月11日から同年8月30日までに直近の経営事項審査の有効期間が満了するもの(直近の経営事項審査が平成21年8月11日から平成22年1月30日を審査基準日とするもの)に限る。)については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

## 4. 監理技術者資格者証の有効期間の延長について(権利利益保全法第3条関係)

特定被災地域内に住所を有する者に係る建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証(平成23年3月11日から同年8月30日までに有効期間が満了するものに限る。ただし、同年3月10日までに更新申請がなされ、かつ、同日までに新資格者証を交付された場合を除く。)については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、国土交通大臣は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

## 5. 監理技術者講習の受講について(権利利益保全法第4条関係)

建設業法第26条第3項の規定により専任で配置すべき監理技術者については、震災により、同条第4項の登録を受けた講習(以下「監理技術者講習」という。)を受講することができず、平成23年3月11日から同年6月29日までの間に、直近に受講した監理技術者講習から5年が満了した場合であっても、政令に基づき、同年6月30日までに受講していれば、専任の監理技術者の配置義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、原則として特定被災地域内に住所を有する者については、監理技術者講習の期限が同年3月11日から同年6月29日までに到来する場合であっても、同年

6月30日までの間は、専任の監理技術者として配置しても差し支えないこととし（監理技術者資格者証は4のとおり別途必要。）、特定被災地域内に住所を有さない者であっても、震災によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

#### 6. 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等について（権利利益保全法第4条関係）

震災により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第3条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び同法第4条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出（平成23年3月31日を基準日とする供託及び届出に限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、同年6月30日までに当該供託及び届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、原則として特定被災地域内に主たる営業所を有する者については、本特例措置の対象として取り扱うこととし、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、震災によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。ただし、特定被災地域内に主たる営業所以外の営業所を有する者が、期限までに供託すべき額又は届出すべき内容を確定することができない場合については、原則として、基準日時点において把握可能な範囲で期限内に供託又は届出を行った上で、同年6月30日までに供託すべき額又は届出内容を確定させ、要すれば、不足額の供託及び届出内容の修正をするものとする。

#### 7. その他

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、上記の他、監理技術者制度運用マニュアルにおいて、以下のとおり取り扱うこととされているので留意されたい。

##### ・監理技術者等の途中交代について

震災により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合には、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合には、工期途中で監理技術者等を交代させても差し支えないこと。

##### ・恒常的な雇用関係の取扱いについて

国、地方公共団体等が発注する建設工事を発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるが、震災により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこと。